

藤山海運	富岡丸	九月七日	繫船	一年未滿一ヶ月分、一年以上一ヶ月半分、二年以上二ヶ月四分の三、三年以上二ヶ月分、創立當時より乗船のもの二ヶ月半分の一年迄一ヶ月四分の二ヶ月四分の三、五年迄一ヶ月半分、七、五、四にて合計三十名の繫船當番を置き、一ヶ月一名につき給料四十五圓と食料十二圓支給、尙全員に豫定函數より超過函一函につき大漁手當として金十錢の割合にて支給する事
日本工船漁業	外六岐丸	九月廿七日	繫船	七、五、四にて合計三十名の繫船當番を置き、一ヶ月一名につき給料四十五圓と食料十二圓支給、尙全員に豫定函數より超過函一函につき大漁手當として金十錢の割合にて支給する事
藤山海運	泰平丸	十月六日	繫船	一年未滿一ヶ月分、一年以上二ヶ月半分、二年以上三ヶ月四分の三、三年以上二ヶ月分、創立以來乗船のもの二ヶ月半分の者には賃費支給、及五年以上勤続者には特別手當支給
桂汽船	桂丸	十月七日	解體	一年未滿一ヶ月分、一年以上二ヶ月半分、二年以上三ヶ月四分の三、三年以上二ヶ月分、創立以來乗船のもの二ヶ月半分の者には賃費支給、及五年以上勤続者には特別手當支給
辰馬汽船	白鳳丸	十月九日	解體	一年未滿一ヶ月分、一年以上二ヶ月半分、二年以上三ヶ月四分の三、三年以上二ヶ月分、創立以來乗船のもの二ヶ月半分の者には賃費支給、及五年以上勤続者には特別手當支給
名村汽船	第二天源丸	十月十三日	繫船	一年未滿一ヶ月分、一年以上二ヶ月半分、二年以上三ヶ月四分の三、三年以上二ヶ月分、創立以來乗船のもの二ヶ月半分の者には賃費支給、及五年以上勤続者には特別手當支給
荻布海商	高陽丸	十月十四日	同	一年未滿一ヶ月分、一年以上二ヶ月半分、二年以上三ヶ月四分の三、三年以上二ヶ月分、創立以來乗船のもの二ヶ月半分の者には賃費支給、及五年以上勤続者には特別手當支給
荻布海商	第七其同丸	十月十四日	同	一年未滿一ヶ月分、一年以上二ヶ月半分、二年以上三ヶ月四分の三、三年以上二ヶ月分、創立以來乗船のもの二ヶ月半分の者には賃費支給、及五年以上勤続者には特別手當支給
葵汽船	常盤丸	十月八日	同	一年未滿一ヶ月分、一年以上二ヶ月半分、二年以上三ヶ月四分の三、三年以上二ヶ月分、創立以來乗船のもの二ヶ月半分の者には賃費支給、及五年以上勤続者には特別手當支給
白洋汽船	天龍丸	十月廿二日	同	一年未滿一ヶ月分、一年以上二ヶ月半分、二年以上三ヶ月四分の三、三年以上二ヶ月分、創立以來乗船のもの二ヶ月半分の者には賃費支給、及五年以上勤続者には特別手當支給
東北商船	大黒天丸	十月二十日	同	一年未滿一ヶ月分、一年以上二ヶ月半分、二年以上三ヶ月四分の三、三年以上二ヶ月分、創立以來乗船のもの二ヶ月半分の者には賃費支給、及五年以上勤続者には特別手當支給
大關商會	吉林丸	十月一日	同	一年未滿一ヶ月分、一年以上二ヶ月半分、二年以上三ヶ月四分の三、三年以上二ヶ月分、創立以來乗船のもの二ヶ月半分の者には賃費支給、及五年以上勤続者には特別手當支給
大洋海運	第三天源丸	十月廿一日	繫船	一年未滿一ヶ月分、一年以上二ヶ月半分、二年以上三ヶ月四分の三、三年以上二ヶ月分、創立以來乗船のもの二ヶ月半分の者には賃費支給、及五年以上勤続者には特別手當支給

二四

大洋海運	あいだ丸	十月廿四日	同	一年未滿一ヶ月四分の一、以上一ヶ年を増す毎に四分の一増加、旅費十二圓
川崎汽船	丁抹丸	十月廿四日	繫船	一年未滿一ヶ月四分の一、以上一ヶ年を増す毎に四分の一増加、旅費十二圓
山崎幸輔	御代丸	十月廿三日	繫船	一年未滿一ヶ月四分の一、一年以上一ヶ年を増す毎に四分の一増加、旅費十二圓
笠原商事	平安丸	十月三十日	繫船	一年未滿一ヶ月四分の一、一年以上一ヶ年を増す毎に四分の一増加、旅費十二圓
大北汽船	大越丸	十一月二日	繫船	一年未滿一ヶ月四分の一、一年以上一ヶ年を増す毎に四分の一増加、旅費十二圓
豊彦汽船	豊彦丸	十一月四日	繫船	一年未滿一ヶ月四分の一、一年以上一ヶ年を増す毎に四分の一増加、旅費十二圓
阿波共同	劍山丸	十一月三日	繫船	一年未滿一ヶ月四分の一、一年以上一ヶ年を増す毎に四分の一増加、旅費十二圓
小樽商船	第二北海丸	十一月五日	繫船	一年未滿一ヶ月四分の一、一年以上一ヶ年を増す毎に四分の一増加、旅費十二圓
澤口汽船	越後丸	十一月三日	繫船	一年未滿一ヶ月四分の一、一年以上一ヶ年を増す毎に四分の一増加、旅費十二圓
山本汽船	元出丸	十一月七日	繫船	一年未滿一ヶ月四分の一、一年以上一ヶ年を増す毎に四分の一増加、旅費十二圓
小樽商船	榮福丸	十一月九日	繫船	一年未滿一ヶ月四分の一、一年以上一ヶ年を増す毎に四分の一増加、旅費十二圓
野口汽船	羽後丸	十一月十一日	繫船	一年未滿一ヶ月四分の一、一年以上一ヶ年を増す毎に四分の一増加、旅費十二圓
林汽船	大寶丸	十一月十四日	繫船	一年未滿一ヶ月四分の一、一年以上一ヶ年を増す毎に四分の一増加、旅費十二圓
荻布海商	盛典丸	十一月十三日	繫船	一年未滿一ヶ月四分の一、一年以上一ヶ年を増す毎に四分の一増加、旅費十二圓
桝木汽船	日の丸	十一月二日	繫船	一年未滿一ヶ月四分の一、一年以上一ヶ年を増す毎に四分の一増加、旅費十二圓
泰通商會	南海丸	十一月四日	繫船	一年未滿一ヶ月四分の一、一年以上一ヶ年を増す毎に四分の一増加、旅費十二圓

二五